

# 特別教育・その他の教育受講料一覧

建災防栃木県支部会員の方々は、特別教育・その他の教育の受講料が1,000円引きとなります。但し\*印は除きます。  
●印は建設教育訓練助成金の支給対象になります。

## 特別教育

講習の種類	受講料 (テキスト代等含む)
自由研削といしの取替え、試運転業務	8,400円
● 低圧電気開閉器等の操作業務	15,700円
低圧電気開閉器等の操作業務 (電気工事士1種または2種免状所持者)	5,300円
特定粉じん作業業務	8,400円
ダイオキシン類取扱い業務	8,400円
酸素欠乏危険場所等における業務	8,400円
石綿使用建築物等解体業務	8,400円
伐木等の業務(チェーンソー作業)	* 16,300円
● 締固め用機械(ローラー)	* 16,800円
● 小型車両系建設機械(整地等)	* 16,800円
● 巻上げ機(動力駆動)運転業務	13,600円
石綿特別補講(保護具使用)教育	* 3,000円

## その他の教育

講習の種類	受講料 (テキスト代等含む)
雇入れ時教育	8,400円
交通労働災害防止担当管理者教育	7,000円
現場管理者のための統括管理研修	8,400円
安全管理者選任時研修	11,500円
足場の組立て等能力向上(点検実務)	8,900円
振動工具取扱い業務	7,300円
職長・安全衛生責任者教育(低層住宅の職長含む)	13,600円
職長のためのリスクアセスメント教育	8,400円
安全衛生推進者(初任時)教育	8,400円
有機溶剤等取扱い業務	7,300円
木造建築物の解体作業指揮者	8,900円
刈払機取扱い作業	*10,600円
総合工事業者のリスクアセスメント教育	11,400円
施工管理者等足場点検実務者研修	7,300円
丸のこ取扱い作業教育	6,300円
職長の能力向上教育	7,600円
建設業等熱中症予防指導員研修	5,700円

(受講料一覧は全て消費税込みとなっております)

## 事業主の皆様、建設教育訓練助成金をご存知ですか？

### 建設教育訓練助成金

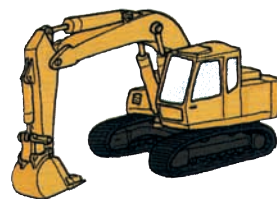
中小建設事業主の方が、従業員の教育訓練・実技講習をした場合に、その講習に要した経費日当の一部を事業主の方に、雇用能力開発機構から助成金を支給しようという建設業にのみ適用される制度です。

### 助成金の種類と支給額

第2種助成金……受講料の70%が支給されます。

第4種助成金……日額7,000円(本来支払う賃金に対する助成金)が支給されます。

(※第4種は受講者が雇用保険の被保険者であることが条件です)



### 支給対象の事業主

1. 所属事業所の雇用保険料率が18.50/1000となっていること。(平成22年度以降)
2. 資本金若しくは出資総額が3億円以下又は常用労働者数が300人以下の建設事業主。
3. 受講者が雇用保険の被保険者であること。
4. 保険料を滞納していないこと。

### 手続きの流れ

#### 運転技能講習

①受講 ⇒ ②請求(受講2ヶ月以内) ⇒ ③支給(請求手続き後、(独)雇用能力開発機構から助成金が支給されます)

特別教育(講習日の1ヶ月前までに受付け窓口に電話でお問い合わせ下さい)

①申請 受給資格認定の申請 ⇒ ②認定 ((独)雇用能力開発機構より受給資格認定通知書が届きます) ⇒ ③受講 ⇒ ④請求(受講2ヶ月以内) ⇒ ⑤支給(請求手続き後、(独)雇用能力開発機構から助成金が支給されます)

※非会員事業所については、証明事務手数料として1,000円をご負担いただきます。